

(議事録)

土屋部会長 これから、第4回埼玉県最低賃金専門部会を開催いたします。
まず事務局から、出席状況について報告してください。

賃金室長補佐 出席状況について報告いたします。公益代表委員3名、労働者代表
委員3名、使用者代表委員3名、合計9名です。

土屋部会長 委員の3分の2以上出席という最低賃金審議会令第6条第6項の準
用規定による同法第5条第2項の規定による定足数を満たしており、
本専門部会が有効に成立しておりますことを確認いたしました。

 本日の主な議題ですが、金額審議です。専門部会運営規程第7条第
1項ただし書及び第8条第2項の率直な意見の交換、もしくは意思決
定の中立性が損なわれるおそれがある場合に該当するものと思われま
すので、会議は非公開といたします。

 また、本専門部会の議事録署名人をあらかじめ指名させていただきます。
公益代表は私が、労働者側は柿沼委員、使用者側は廣澤委員に
お願いいたします。

 では、議題に移りたいと思います。議題の1は、埼玉県最低賃金の
改正決定についてです。本日、結審できればと考えておりますので、
よろしくお願いいたします。

 それで、前回、個別協議をまず労側から始めて、次に使側と行いま
した。その使側との個別協議の結果について、労側に、この後個別協
議でお伝えしたいと考えておりますが、皆さん方、この場の全体協議
で何かお話があればおっしゃっていただいても構いませんが、あります
でしょうか。よろしいでしょうか。

 では、個別協議に移り労側から始めたいと思います。

(休 憩)

土屋部会長 それでは、専門部会を再開したいと思います。

 個別協議の場で、労使それぞれから御意見いただきまして、御議論
をいただきました。次に公益のほうから御意見、御議論いただければ
と思っております。

 まず、オブザーバーですが、鈴木先生から、いかがでしょうか。

鈴木オブザーバー オブザーバーですが、一言発言させていただきたいと思います。

 まず、中賃の公益見解の受け止めについて、つづいて、これまでの
専門部会の金額審議の状況を確認した上で、個人的な目安に対する考
え方をお話しさせていただきます。

公益見解の報告書は、賃金の上昇ですとか物価、企業の動向を踏まえて、例年になく、現状分析を丁寧にされていたと考えております。これは昨年度、この審議会で要望した内容が反映されているものであったと思われまます。

例年、賃金改定状況調査の第4表の賃金率を基に、金額の目安が提示されるというのが慣例でしたが、それだけでなく、消費者物価指数の値が金額に大きな影響を与えたというのが、今年度の特徴だったと捉えています。

昨日、一昨日、2日間の専門部会の金額審議で、労側からは、消費者物価の上昇を踏まえて、目安以上の賃上げの必要性を踏まえた金額の提示がなされました。使側としては、消費者物価指数の上昇は分かるけれども、昨年度の最低賃金の引上げの影響と、企業物価指数の上昇を踏まえて、急激な最低賃金の引上げには難色を示すという状況だったと認識しています。

それぞれのお立場は理解できる場所はあるのですが、この場は金額をとにかく決めなくてはならないという場ですので、個人的には目安を尊重して31円でまとまることを期待しております。

昨日、事務局から配付いただきました資料No. 2に埼玉県の実質賃金上昇率をお示しいただきました。消費者物価指数の対前年上昇率は3.2%、これは4月のデータと伺っています。最低賃金が31円引き上がった場合、その引上率は3.24%と、消費者物価指数の上昇分を含めた上昇であります。直近の6月のデータですと、消費者物価指数が2.8%に下がっているということでしたので、物価上昇よりも引き上げ率が高いということが確認できるかと思っております。

とはいえ、実質賃金上昇率が、賃金改定状況調査の1.5%には達していません。しかし、少なくとも物価上昇率は反映した上で、プラスの賃金の引上率も確認できるものです。使側の今後の支払い能力の不安、懸念もおありという状況もありますので、今年度は31円という金額で結審できると、望ましいのではないかと考えております。

今後につきましては、双方の委員から、埼玉県の細かいデータの提示が求められているところもあると思っておりますので、本省もしくは中賃への要望書という形で、早めにお伝えしておくことも必要ではないかと思っております。以上になります。

土屋部会長 続いて、満木委員からお願いできれば。

満木部会長代理 公益委員の満木です。中賃の目安金額等を見て、私なりにいろいろ考えたことを述べさせていただきます。

私は、今年の中賃の公益委員見解を一読して、すっと胸に落ちました。人件費、すなわち賃金が、ほかの経費と違うというところは、

労働者は生きて賃金を得て生活しているというところです。今年は4月頃から急激なインフレが始まりました。中賃の報告書の参考資料にある消費者物価指数のうち、基礎的支出項目、これは食料とか、家賃、光熱費、保険、医療などの、支出を削減しにくいものの支出を言うということですが、これが2022年6月には、この基礎的支出は4.4%もアップしています。最低賃金近傍の収入で生活している人は、支出のほとんどを基礎的支出で占めていると思われるので、実質賃金ということを考えるならば、気持ちとしては、このインフレ分を賃金の上昇率で全て賄ってあげたい。中賃の公益委員見解が、今年4月の、持家の帰属家賃を除く総合が示す3.1%を上回る水準が必要と言っているのは、このような意味かと思いました。

しかし、企業の支払い能力という点から見れば、使用者委員も主張しているように、改善傾向は見られるものの、経営はまだまだ厳しい状況にあるという現実も否めません。

そこで、労使双方の主張を十分聞き、考慮した上で、公益委員としては、3.3%アップというところで折り合いをつけるべきだと判断したのだと思います。

昨日だったかと思うのですが、使用者側委員から、なぜ3.3%なのかというお話が出ましたが、それはある意味、中賃公益委員の方々の、労使双方の主張の中の、この辺りが妥当であると考えますという、ある意味、勘のようなものだったと思います。

私、弁護士をしておりますが、裁判においても、原告被告双方の主張立証を見た上で、裁判官が裁判所の和解勧告案を出すことがあります。それも事件全体を検討して、裁判官はこの辺りで和解を成立させるのが妥当であると判断したものであって、構造は非常に似ていると思います。私としては、中賃の公益委員見解を尊重し、受け入れるべきだと考えております。以上です。

土屋部会長

福田委員からもありますでしょうか。

福田委員

鈴木委員、満木委員と共通するところもあるのですが、その点はもう重ねては触れないということにさせていただきます。

私は、とにかく公益委員をお引受けしている以上、最低限、いつも中立というかニュートラルの立場で、労使双方の御意見に謙虚に耳を傾けさせていただくということでやらせていただいているつもりです。

今年は、柿沼委員をはじめとする労側の御主張、私の理解が正しければですけれども、目安尊重を土台にして、埼玉の物価上昇率が全国を若干上回っていることを踏まえて、目安の額プラス2円引上げにして、消費性向の高い最賃近傍労働者の購買力を維持して、埼玉の経済の好循環につなげていこうという御主張だと私は理解したのですけれ

ども、私個人としては、労側の御主張にいつも賛同するわけでも必ずしもないのですが、今年はデータもきちんと取ってきておられて、一定の説得力のある御意見のように聞かせていただきました。

ただ、そうはいっても、交渉事でございますので、もちろん、実際の財布から出さなくてはいけない使側の厳しいお立場のことも、それなりに理解しているつもりですし、とてもそこまではという御意見だったと思います。

さて、では、私はどういう態度を取るべきなのだろうかと考えたわけですが、1つ前向きに捉えることとして、労使双方とも、目安は尊重しようということでは一応合意できたと思います。それは、私は一歩前進ではないかと理解いたしまして、その上で、やはり、埼玉のよき伝統だと思うのですが、いい意味での労使協調といいますか、労使そろって埼玉の経済を考えていこう、発展させていこうというのは、より優先度を高くして守りたいのだという判断をさせていただいて、31円というのが出てくれば、賛成に手を挙げよう、というのが、现阶段の私の判断になります。

土屋部会長

今述べていただきましたけれども、公益委員全員の意見として、中賃の公益委員が示した目安、Aランクの目安 31円が相当であるということですが、労使双方それぞれ、これについて御意見あればお願いしたいと思います。では、労側から。

柿沼委員

公益の先生の皆さん、それぞれのお感じになっていること、考えていることをお伝えいただきまして、ありがとうございます。

これまでも労側は、我々としては、今年の中賃の目安に対して、埼玉の特質すべきポイントを捉えて、プラス2円の主張を続けてきました。

とはいうものの、使側のおっしゃられている、先行きの部分でもありましたけれども、ゼロゼロ融資の返済が始まること、また、過去最高の引上額になる今年の最低賃金に対しての、経営への影響への不安、そういったところにも、お話を聞くと、確かにという部分もございました。この審議会の中では、最終的に金額を決めないと、特に今日、金額を決定しないと、10月1日の発効が遅れる。ということは、金額、31なのか、30円なのか、金額は別としても30円程度の引上げが、2週間、3週間遅れるということは、最賃の近傍で働く方については、単純にそこでもう4,800円ほどのマイナスということになります。そうした影響があるということも踏まえまして、もともと目安を尊重するといったスタンス、その上でのプラス2円で行ったので、目安同額となる31円に対して、我々も、正直納得とまではいかないですけれども、理解をしていきたいと思っております。

土屋部会長 使用者側はいかがでしょうか。

廣澤委員 使用者側としましても、これまでいろいろ議論をさせていただきまして、自分たちの主張は出尽くしたと思っております。その上で、最終的には労側と協調して埼玉県経済を盛り上げていくという気持ちは一緒ですので、31円を応諾させていただきます。

しかしながら、経済を回すには最賃だけでは無理だと思いますので、例えば正社員の残業を減らすとか、設備投資を減らすとか、そういう弊害が最賃を上げた裏で起きているということを直視して、それについても何らかの支援策、改善策の強化、もしくは拡充が必要と思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

土屋部会長 ほかに、委員の方からは何かありますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、審議会として、最賃の引上額については、31円ということで合意を見たということにさせていただきたいと思ひます。31円の引上げということで報告書を作成したいと考えております。

報告書ですけれども、昨年度については、御承知のように、かなり長文の中賃と政府に対する要望をしたわけですが、この間の協議の中でも、政府に対して要望を行いたいという御意見もありました。ただ、昨年度のような長文の要望書は、なかなか難しいかと思ひているところです。これまでの御議論を踏まえて、事務局で要望事項をまとめたものを案として作成していますので、それを今から配付していただいて、それを審議会として、政府に対して要望できればと考えております。金額については31円ということで、合意を見たわけですが、要望事項についても、合意できればと考えております。

賃金室長 今、お手元に、事務局で考えた報告書(案)を配布しました。基本的には、中賃からの政府への要望を確実に実施していただくとともに、それにプラスして、埼玉ではどういったところを求めていきたい、要望していききたいのかを簡潔にまとめてみました。

1番については、先日、審議会の議論の中で、減税ですとか社会保険料の負担の軽減ということが要望として出されたかと思ひまして、これは、中賃の政府への要望の中には入っていないものでしたので、1項目入れてみました。

2項目めについては、似たようなことは中賃の政府への要望の中で、実は入っているのですが、ただ、それは最低賃金額が相対的に低い地域について重点的にというような記載になっておりましたので、恐ら

くそれは埼玉には該当しないかと思われましたので、そこだけではなくて埼玉もという意味で書き入れました。

土屋部会長

事務局で今説明いただきましたが、これまでの審議会での議論を踏まえて、2点、要望事項をまとめたということです。

ご意見等、よろしいでしょうか。

では、この別紙3を報告書につけて答申することにしたと思います。これまで長時間にわたって御審議いただきまして、また、円滑な結論の取りまとめに御協力いただきまして、どうもありがとうございます。

それでは、採決に入りたいと思います。令和4年度の埼玉県最低賃金額は、時間額987円、引上額31円、引上率3.24%、発効日は令和4年10月1日とすることについて、賛成する委員の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

土屋部会長

ありがとうございます。全会一致で議決したものと認めます。

(事務局より各委員に専門部会長報告書(案)配付)

土屋部会長

それでは、事務局から読み上げをお願いいたします。

賃金室長

はい。案 令和4年8月5日。埼玉地方最低賃金審議会会長、土屋直樹殿。埼玉地方最低賃金審議会、埼玉県最低賃金専門部会部会長、土屋直樹。

埼玉県最低賃金の改正決定に関する報告書。

当専門部会は、令和4年7月1日、埼玉地方最低賃金審議会において付託された埼玉県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ね、別紙1のとおり結論に達したので報告する。

また、別紙2のとおり令和2年10月1日改正発効の埼玉県最低賃金(時間額928円)は、令和2年度の埼玉県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

今回の報告については、別紙3のとおり賃上げに伴う各種の支援を国に対して要望すること等を含めた上で、最終的に公労使の全会一致で合意に至ったものである。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。記。

公益代表委員、土屋直樹、福田素生、満木祐子。

労働者代表委員、柿沼聡、菊地裕次、二階堂祐輔。

使用者代表委員、嶋田昌美、並木浩、廣澤健一。

別紙1、埼玉県最低賃金。1、適用する地域、埼玉県の区域。2、適用する労働者、前号の地域内の事業場で使用される労働者。3、適用する使用者、前号の労働者を使用する使用者。4、第2号の労働者に係る最低賃金額、1時間987円。5、この最低賃金において賃金に算入しないもの、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当。6、効力発生の日、法定どおり。

別紙2、埼玉県最低賃金と生活保護との比較について。1、地域別最低賃金、(1)件名、埼玉県最低賃金、(2)最低賃金額、時間額928円、(3)発効日、令和2年10月1日。

2、生活保護水準、(1)比較対象者、18歳～19歳・単身世帯者、(2)対象年度、令和2年度、(3)生活保護水準(令和2年度)、生活扶助基準(第1類費+第2類費+期末一時扶助費)の埼玉県内の人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額(112,015円)。

3、生活保護に係る施策との整合性について。上記1の(2)に掲げる金額の1箇月換算額。

1箇月換算額とは、928円(埼玉県最低賃金)×173.8(1箇月平均法定労働時間数)×0.817(可処分所得の総所得に対する比率)=131,770円。

と、上記2の(3)に掲げる金額とを比較すると埼玉県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

別紙3、賃上げに伴う各種支援に関する国への要望等について。

中央最低賃金審議会におかれましては、令和4年度の地域別最低賃金額改定の目安について、累次にわたり会議を開催され、目安額の根拠等について三者構成原則に基づく真摯な議論を展開されるなど、丁寧で十分な審議を尽くされたことに感謝申し上げます。

政府におかれましては、中央最低賃金審議会の答申に盛り込まれた政府への要望を確実に実施していただくとともに、埼玉においては、下記の事項を追加して強く要望する。記。

1、人手不足、事業承継、働き方改革の実施など、多くの継続的な課題を抱える経営基盤の脆弱な小規模事業者や労働者にとって過度な負担とならないように、最低賃金の引上げと併せて、減税及び社会保険料負担の軽減等、きめ細かな支援措置を早急に講じること。

2、中小企業・小規模事業者が賃上げしやすい環境を整備するために必要な業務改善助成金については、埼玉をはじめ首都圏にも支援を拡充すること。

土屋部会長

それでは、ただいま事務局から部会長報告書(案)を読み上げていただきました。原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

土屋部会長 それでは、承認されましたので、(案)を消していただき、本審議会に提出することといたします。

労働基準部長 それでは、ただいま、埼玉県最低賃金審議会埼玉県最低賃金専門部会報告をいただきましたので、一言お礼を申し上げたいと思います。

去る7月1日開催の第1回本審において、埼玉労働局長から、埼玉県最低賃金の改正諮問を受けまして、7月28日に、埼玉県最低賃金専門部会を設置し、これまで4回にわたり、金額審議を尽くしていただきました。

本年度は、中賃の目安答申が例年より遅く示されましたが、その内容を見ると、最低賃金法に規定された3要素を考慮し、公労使の三者構成原則に基づく真摯な議論が尽くされ、根拠、理由を含め、データに基づいた目安が示されました。

埼玉においても、今年度は非常にタイトなスケジュールの中での調査審議となりましたが、そのような中で、目安を尊重し、十分参酌されながら、目安金額どおりの引上げで、全会一致をもって、部会報告を取りまとめていただきましたことに、感謝申し上げたいと思います。

事務局としまして、本部会報告に明記されました内容について、中央に上申するとともに、今後、所要の進めを進めてまいります。非常にタイトな審議日程の中、皆様の御尽力に感謝申し上げ、本部会の報告のお礼の言葉といたします。

ありがとうございました。

土屋部会長 それでは、議題の2に移りたいと思います。議題の2は「その他」です。

まず、委員の皆様方から何かありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

事務局から何かありますでしょうか。

賃金室長 特にありません。

土屋部会長 それでは、以上をもちまして、今年度の埼玉県最低賃金専門部会を閉会といたします。どうもありがとうございました。

— 了 —